

# 水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました

平成30年7月豪雨を教訓に内閣府は、「避難勧告等に関するガイドライン」を今年3月に改定しました。この改定に伴い、住民の皆さんが取るべき行動をよりわかりやすくするために、気象情報や避難勧告等の避難情報が5段階の警戒レベルに分けられました。町では、避難情報等の発令時には、警戒レベルとあわせた情報の発信を行います。



## 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認	大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布	5相当
4	速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令  避難勧告 防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 危険度分布 極めて危険 非情に危険	4相当
3	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始 防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 警戒(警報級)	3相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 注意(注意報級)	2相当
1	災害への心構えを高める		早期注意情報(警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

気象庁ホームページより引用

■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

### 防災のワンポイント

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。台風は、特に7月から10月にかけて、最も多く発生しますので、十分に注意しましょう。

#### ▼台風が接近する前の行動

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなツールを利用し、最新の台風情報を手入れしましょう。
- ・家周りの点検、窓・雨戸の補強、浸水対策(漏電等)等を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、3日分の食料や飲料水を備蓄し、非常持ち出し品を準備しましょう。

#### ▼台風が接近してからの行動

- ・増水した用水路は、道路との境目がわからなくなるため、見回りは絶対にやめましょう。
- ・暴風や突風にあおられて転倒する危険があるため、屋外での作業は絶対にやめましょう。
- ・台風の接近に伴う、大雨や強風による事故に巻き込まれないよう、不要不急の外出は控えましょう。

